

平成29年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成30年2月8日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】ただいまより、平成29年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をしていただきます。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日も、よろしくお願いいたします。

まず、事前にお送りした資料でございますけれども、資料の56から資料の63までの8件の資料を送付させていただきました。また、本日、机の上に差替え、それから追加の資料を配付してございます。差替えの資料でございますけれども、資料63-9、誓約書の案が、差替え後のものを1枚置かせていただいております。それから資料48の当日配付資料ということで、前回ご説明をした資料48ですけれども、本日、修正の説明がございますので、当日配付資料ということで1枚置かせていただいております。それから資料45の当日配付資料ということで、こちらも前回ご説明をしたのですけれども、誓約書の修正箇所をご説明させていただきますので、その追加の資料ということで置かせていただいております。

次に、添付資料の確認を一通りさせていただきたいと思えます。事前にお送りをした資料56からご覧いただきたいのですけれども、資料56には資料56-1、それから資料56-2、参考の56-1、それから参考56-2が付いてございます。資料57には添付の資料はございません。資料58ですけれども、添付といたしまして資料58-1から資料58-3、そして参考58-1が付いてございます。それから、資料59でございますけれども、添付といたしまして資料59-1から、資料59-7まで添付が付いてございます。同じく、資料の60にも添付資料といたしまして、資料60-1から資料60-7まで添付資料が付いてございます。

続きまして、資料61でございますけれども、資料61の方には、添付といたしまして資料61-1、それから資料61-2。資料62には資料62-1と62-2、そして参考62-1が添付で付いてございます。最後、資料63でございますけれども、添付といたしまして資料63-1から資料63-10まで、添付の資料が多くて申し訳ございませんが10まで付いてございまして、机上に先ほど差替えの資料を置かせていただいているというふうなところでございます。

進行についてでございますけれども、本日、諮問・報告事項の前に、前回の審議事項の案件2件について、補足追加説明をさせていただければというふうに思っております。

よろしく願いいたします。私からは以上です。

【会 長】資料について何かご質問かご意見がありますか。なければ、審議に入りますけれども。進めていきます。

それでは、前回審議で一応審議は終了した案件につきまして、修正説明の申し出が2件ありますので、2件について、通知しました諮問・報告事項の議題の前に、その2件を皆様にご説明していただきます。

それでは、まず第一に資料48、机上配付のものですけれども、資料48「放課後子どもひろば事業運営業務の委託について(学童クラブ機能付き事業実施校の追加)」についてであります。それでは、修正説明があるということですので、説明をお願いいたします。

【子ども総合センター所長】それでは、修正についてご説明させていただきます。

学童クラブ機能付き放課後子どもひろば事業について、前回のご質問の中でこちらの資料2ページ、赤で修正してある部分ですが、情報の返却等の時期について「業務終了後」という表現になっておりました。こちらについてちょっと分かりにくいのではないかと、修正が必要なのではないかというご意見をいただきまして、「委託期間終了後」というふうに修正をさせていただいております。それと、その関連の質疑の中で、実際にお子さんが途中で退所することもあるだろうと。そうした場合の返却の時期はどうなっているのかというご質問がありました。

私の方では、基本的には退所の度に一定の時期にお返しいただいておりますと、そういうお答えをさせていただいたのですが、そこがちょっと間違っておりまして、実際の業務運営上、まず効率的な問題とあと書類をその度に1枚1枚ということが、書類の保管上のこともございますので、実際には1年間まとめて返却をいただいていると。こちらの委託の内容のところに戻っていただくと、2ページの上段、上から2つ目ですけれども通常事業、今回ご報告をさせていただいた「学童クラブ機能付き事業」とありますけれども、学童クラブ機能付き事業の方は1年1年の申請です。ですので、例えば平成29年度のものであれば平成30年度に入り次第、おおむね遅くとも1カ月以内には返却をいただくと。1の通常事業の方は、1年生で申込みば6年生まで申請なしで使える事業となっておりますので、こちらについては1年の契約ですけれども、翌年度の4月に6年生で卒業をした人の分はしっかりお返しいただく。在校生については、書類をしっかりと確認した上で、引き続きお渡しすると、そういうような形で進めております。

以上、修正させていただきます。

【会 長】何か今のご説明についてご質問ございますでしょうか。ないですか。

では、一応ご説明を了解したということで、この件は終了といたします。ご苦勞さまでした。

続きまして、前回の審議事項の資料、これは事務局だそうで、ちょっと待ってください。資料45「建築物等耐震化支援事業における木造住宅への普及啓発業務等の委託について」、個人情報保護に関する誓約書に関して、修正をすることとなっていましたので、説明をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局より、防災都市づくり課の修正内容について、ご報告をさせていただきます。

お手元に机上配付で資料45の当日配付資料というのをお配りさせていただいています。そちらをご覧ください。前回の審議会では資料45の関連、建築物等耐震化支援事業における事務所協会とそれから参加企業との間で取り交わしをいたします誓約書について、委員の方からご指摘を幾つかいただきました。今、修正後の部分、下線引いてございますけれども、ご指摘をいただいた内容の反映箇所をまず最初にご説明いたします。

まず1点目なのですが、本分中の1行目でございます。「区の事務への従事を通じて知り得た」、現在「個人情報」となっておりますが、前回「利用者の個人情報」という記載でございました。三雲委員の方から、例えば申請者もいれば建築物の所有者もいるということで、これであればちょっと範囲が入らないのではないかとというようなご指摘もいただきましたので、この事務の従事を通じて知り得た全ての個人情報を包含させるような形で、「知り得た個人情報」というふうな記載に広くさせていただいたのが、ご指摘を受けた変更の1点目です。

それから中段以降、「また、」以降のところなのですが、区または第三者に損害を与えた場合のその損害の原因が、前は単に漏洩したことのみが原因として記載がございました。その原因が特定をされてしまいますと、例えば目的外や改ざん、紛失等のそうしたことを原因とした損害については含まれないのではないかとというようなご指摘がございましたので、中段くらいですけれども、「他に漏洩したこと及び区に無断で使用したこと等」ということで、個人情報保護条例上守らなければいけないようなことを、全て網羅をする形で、文書を、表現を修正をさせていただいたものでございます。

それ以外なのですが、一番冒頭の宛て先のところ、事務所協会の代表理事となっているところ、前回、恐れ入ります「会長」となっておりますが、これは間違いであったと、「代表理事」が正しいということが1点。それから受任中と受託期間後の記載が別々に、文章で分かれていましたが、それをちょっと合わせさせていただいたという文言の修正をさせていただきました。

あと、米印で書かせていただいておりますけれども、空欄の四角の中には取扱者が参加企業の中に複数いるような場合もございます。建築士、事務所の事務職員といたしますか、複数にわたる場合には連名で記載をするということを防災都市づくり課から承っておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

以上、報告でございます。

【会長】何かこの点の誓約書について、ご質問かご意見ございますか。なければ、これは修正をお聞きしたということで、審議会の委員の発言に従ったものだから、それなりにいい方向に改善されたというふうに理解いたします。

それでは、本件もこれをお聞きしたということで終了といたします。

それでは、開催通知に記載しました諮問・報告事項に移ります。

説明される方は、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足をお願いいたします。

まず、資料56「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」であります。

それでは、説明をお願いいたします。

【教育指導課長】会長、どうぞよろしくをお願いいたします。教育指導課長の長田と申します。

それでは、「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について」の報告をいたします。

児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校の相互連絡制度の協定については、本年度第3回の審議会においてご説明をさせていただいております。本日は、前回報告した以降の平成29年6月から12月末までの運用状況について報告させていただきます。

なお、恐れ入りますが個人情報の保護の観点から詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、資料56-1をご覧ください。

まず、警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集についてご報告します。指導上、連絡が必要と認められ、警察から学校へ連絡した事案1件です。内容としましては、家庭内暴力について、保護者が警察に相談したことについて、指導上、連絡が必要と認められると警察が判断し、警察から学校宛てに電話で連絡があったものです。その後、保護者との関係は改善しているということの報告を受けているところです。

次に、学校から警察への個人情報を提供した外部提供についてご報告いたします。資料56-2をご覧ください。こちら該当する案件は、犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりする

ことを防ぐためのもの1件となります。内容としましては、登校時に見知らぬ男性から生徒が腹部を殴打されるということ、学校が本人から確認し保護者に連絡をするとともに、再発防止の観点から警察の協力が必要と学校が判断し、情報提供をしたものです。その後、警察のパトロールもあり同様の案件はございません。事案の詳細については、個人情報保護の観点から以上とさせていただきます。

簡単ですが報告を終わらせていただきます。

【会長】何かご質問とご意見ございますでしょうか。ないようでしたら、これはお聞きしたということで、報告を了承したということで終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

続きまして、資料57「U（アンダー）29中小企業de（デ）働く魅力発見事業業務の委託について」であります。それでは、説明をお願いいたします。どうぞ。

【消費生活就労支援課長】それでは、ご説明させていただきます。

資料57、2ページの「事業の概要」のページをご覧ください。事業の目的でございますが、この事業は就職を希望する若者と区内中小企業とのマッチングを支援することを目的としてございまして、対象者は中小企業が求めている29歳以下の若者となっております。

事業内容のところでございます。この事業は平成27年度の第8回の個人情報保護審議会でご了承いただきまして、現在実施しております「U29就職マッチング支援事業」、こちらを引き続き実施しながら、新たに大学低学年層向けにワークショップを実施するという事業になってございます。こちらの資料の太字の1番が現行事業、太字の2番のところが新規事業のご説明になります。

なお、1の現行事業の部分は、東京都の補助金の対象となっておりますが、2の事業の方は大学低学年層向けというところで、都の補助金の対象にはならないものでございます。また、必要とされるノウハウが1と2では異なりますので、1と2の委託契約は分けて行うものでございます。

それでは、1の現行事業をご説明いたします。具体的な委託内容は太字の1の（2）のところに記載してございますとおりですが、今の若者はインターネットで就職に関する情報を集めているという状況がございますので、区内中小企業をPRするウェブサイト「U29しごと図鑑」を作成しまして、区内中小企業の魅力を発信いたします。その一方で、企業合同面談会、企業見学会を開催しまして、若者と区内中小企業とのマッチングを支援するものでございます。

次に、太字の2の部分、新規事業の部分でございます。こちらの事業は大学1、2年生と区

内中小企業が交流する場としてのワークショップを開催するものでございます。参加する企業は「U29しごと図鑑」の掲載企業から、業績が好調であるなどといった企業5社程度に参加していただきます。大学生に早いうちから就職先の選択肢として、区内の中小企業に関心を持ってもらうことで、区内中小企業の人材確保にもつなげる事業となっております。

次に、3ページをご覧ください。委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、まず1の現行事業（U29しごと図鑑の運営）では、「U29しごと図鑑」に掲載する企業の経営者や従業員の情報項目を取扱います。

なお、この「U29しごと図鑑」というウェブサイトでは、このサイトを見た応募者が直接掲載している企業に連絡をとれる仕組みになってございますので、委託事業者は応募者の個人情報を取扱うことはありません。

次に、2の現行事業のしごと図鑑の運営以外というのは、就職支援セミナーや企業面談会の実施のこととございまして、セミナー等の応募者の若者の情報項目を取扱うこととさせていただきます。3の新規事業につきましては記載のとおりでございます。

委託理由についてです。現行事業につきましては、都の補助金の交付要件としまして、委託事業として実施するということが定められております。また、区職員には就労支援の専門資格や実務経験を有しているものが限られているということがございますため、若者の就労支援や企業の採用支援に精通しております事業者へ委託するものでございます。委託にあたり、区が行う情報保護対策と受託事業者に行わせる情報保護対策は記載のとおりでございますが、次の4ページの5番と6番が、今回追加した情報保護対策になってございます。情報保護対策を追加いたしまして、徹底してまいりたいと考えております。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会長】ご質問かご意見でございますでしょうか。よろしゅうございますか。それでは、本件は報告事項ですので、了承ということで終了いたしますがよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料58「個人番号利用事務の追加に伴う情報連携及び庁内連携情報の項目追加について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【高齢者支援課長】

それでは、資料58ですが、件名、個人番号利用事務の追加に伴う情報連携及び庁内連携情報の項目追加についての事前の報告でございます。

今回、法定事務である介護保険サービス、これに類する区独自の3つの高齢者福祉サービス

について追加をさせていただきたいと、こういうことでございます。

それでは、次の2ページをご覧ください。

まず、3つの事業のうちの1つ目が「回復期生活支援サービス」。簡単にご説明いたしますと退院直後の高齢者の皆様に一時的にヘルパーを派遣する、そういう事業でございます。次に「徘徊高齢者探索サービス」。こちらは高齢者の方が徘徊などをしてしまった場合に、GPS端末を携帯することによって家族の方がインターネット等でその場所が検索できると、こういうサービスでございます。最後に「介護者支援事業参加支援」ということですが、こちらは高齢者を介護されている介護者の方用に、区が実施をする介護者教室などに参加をする場合に、ヘルパー等を自宅に派遣をして、留守番を兼ねて介護をする、こういう事業でございます。全て区の独自サービスでございます。

こちらにつきましては、平成30年4月から住民税非課税の方につきましては、ご負担をいただかない、無料にしたいというふうに考えてございます。したがって、住民税情報を収集して負担の有無を判定することになります。その際、課税証明書などの添付書類、これの提出を不要とすることによりまして、高齢者並びに介護者の利便性の向上に繋げてまいりたいというふうに考えております。そこでこの3つの事業を、今回、個人番号利用事務として新たに追加をさせていただきまして、これに伴い情報連携及び庁内連携情報の追加項目を行うというものでございます。

資料に即しまして補足で説明をいたします。1番、新たな番号利用事務、これは先ほど申し上げたとおりです。2番、特定個人情報保護評価につきましては、区の実施手続に従いまして、対象者が1,000人未満ということなので、評価は実施しないというところでございます。

続きまして、庁内連携を行う情報項目及び情報の範囲並びに4番、情報連携を行う情報項目につきましては、添付資料2、3のとおりでございます。利用開始の時期でございますが、ご覧のとおり、平成30年11月から開始ということでご予定してございます。

最後になりますが、本審議会で今ご報告をさせていただいておりますけれども、その後、区の規則の方に当該事業について明記をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

【会 長】ご質問とご意見でございますでしょうか。川村委員。

【川村委員】個人番号利用ということで新規事務ということですが、事業としてはもう既にやられているという事業かと思いますが、現在の対応状況と、今回、住民税非課税のというふうに、受給者負担を要しないようにというところですが、対象人数としてはこの程度のと

ということで、個人番号利用することについて、する場合、しない場合、どのような事務的な負担の差があるのかお伺いしたいと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者支援課長】 まず、それでは資料58の1、3枚目になろうかと思えますけれども、こちらにございますが、人数についてはご指摘をいただいたように、上が54名、下が36名、下がゼロ名という状況になっておりますので、そういった意味で大量の事務処理をするという制度では、もともと事業的に非常に小さいというふうになっております。そういった中で、我々が今期待をしておりますのは、転入をされたような方ですね。この方の税情報をこちらが入手するに当たりましては、番号利用事務でなければ基本的にはご本人様が、課税証明書などをとってこななければいけない。ただでさえ介護をしているそういう状況の中で考えますと、まさに利便性の向上といった意味では、番号の事務にするということは、件数は少ないですけれども、考え方としてはそれがよろしいのではないかというふうに考えております。

以上です。

【会 長】 川村委員。

【川村委員】 内容については、考え方というのは今のお話で分かりました。個人番号の利用ということでは私ども、制度そのものに反対ということはありませんけれども、内容としては理解できました。

【会 長】 他にご質問ございますでしょうか。ご意見ありませんか。それでは、本件は報告事項ですよね。報告事項として了承いたしますけれども、それでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了といたします。ご苦労さまでした。

次に、資料59「住民票の写し等のコンビニ交付サービス導入に伴う証明書自動交付システムの改修について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【戸籍住民課長】 それでは、住民票の写し等のコンビニ交付サービス導入に伴うシステムの改修等について、ご説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ、「事業の概要」でございます。目的欄、住民票の写し及び印鑑登録証明書につきまして、コンビニ交付サービスを導入して、住民票の写し等の交付に係る拠点及び取扱時間を拡充することにより、区民サービスの向上を図るものでございます。

次に、事業内容でございます。区では平成30年12月からコンビニ交付サービスを導入することといたしました。コンビニ交付サービスは、地方公共団体情報システム機構が運営する

サービスで、コンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末を利用者自らが操作することにより、住民票の写し等の交付を受けられるものです。このコンビニ交付サービスにつきましては、本審議会におきまして、特定個人情報保護評価をご報告した際に、事業の概要を一旦ご説明はしておりますが、ここで改めて資料により概要をお話しさせていただきたいと思えます。

資料59-1をご覧ください。中ほどにコンビニ交付サービスのイメージ図がございます。細かくて恐縮でございますが、図の左下の女性が証明書をとりコンビニに行ったところから見ただけですと、①コンビニのキオスク端末にマイナンバーカードをセットし、暗証番号を入力し取得する証明書を選びます。水色の線を辿っていただくと②になります。この申請情報が、青い線をたどっていただき、コンビニのECセンター、そして真ん中の機構の証明書交付センターを経由し、一番右にあります区の証明書自動交付システムに届きます。この区の証明書自動交付システムでは、PDFファイル形式の証明書データといったものを作成をいたしまして、帰りはオレンジ色の線になりますけれども、真ん中、機構の証明書交付センターで証明書データに偽造・改ざん防止措置を追加いたします。そのデータがコンビニのECセンターを経由しましてキオスク端末へ送信され、お客様に手数料をお支払いいただいた後、証明書を交付するところといった仕組みでございます。

それでは、資料にお戻りいただきまして2ページでございます。事業内容中ほどでございますが、このコンビニ交付サービスを実施するために必要なシステムの改修、また、業務委託等合計5件の案件を今回お諮りいたしたいと思っております。下の方になります。①、1番目ですが、先ほどイメージ図でご説明いたしました、区の証明書自動交付システムで、証明書交付のために申請情報を受け取って、PDF形式の証明書データを送信できるように区のシステムを改修することでございます。2番目、②と表記してございます。この改修業務を委託することが2点目です。3点目は③、証明書交付のために必要な情報を機構とやりとりするための外部結合についてお諮りをするものです。4点目、④といたしまして、コンビニ交付サービスの運営主体であります機構へ業務を委託することでございます。最後に5番目ですが、機構からコンビニ業者等へ再委託を行うという合計5件の案件でございます。3ページ以降、順にこの5件の調査票ということになってございます。

それでは、3ページをご覧ください。コンビニ交付サービス導入に伴う証明書自動交付システムの改修についてです。ここでも、資料をご用意しましたので、その資料により若干概要のご説明を先にさせていただきます。資料59-3をご覧ください。こちらは先ほどサービスの

概要をご説明いたしました。その中の一部を抜き出したものでして、システム内の情報の動きについて、少し詳しく図にしたものでございます。図の右側にあるのが区の証明書自動交付システムということになります。今回、このシステムに大きく分けて3つの機能を追加いたします。緑色の吹き出しで囲ってある部分が追加機能ということになります。

まず、右上にあります緑色の吹き出し①をご覧ください。住基ネットCSとあります。区に設置しております住基ネットと接続している機器から、利用者証明用電子証明書のシリアル番号を取得し、記録項目に追加するという機能を追加いたします。この利用者証明用電子証明書のシリアル番号とありますものは、利用者がマイナンバーカードを取得した際に、電子証明書の発行に伴って付番されるものでございます。コンビニ交付サービスを利用するには、このシリアル番号をあらかじめこの証明書自動交付システムに記録しておく必要があります。そのためシステム改修というのが1点目です。

次に、吹き出しの2番目、②になります。このご説明の際に、先に左下のコンビニ事業者等のところを見ていただきたいのですが、左下のコンビニのキオスク端末で、利用者の証明書の請求がございまして、赤い矢印を辿っていただいてコンビニのECセンター、それから機構の証明書交付センターを経由して、利用者のシリアル番号と証明書の交付に必要な情報が送られてきます。それが②の吹き出しになりますが、その情報を区の証明書自動交付システムで受信すると、そういう機能を追加するというものです。

最後に、下側の吹き出し③になりますが、今、受信したシリアル番号等から特定しました対象者の証明データをPDFファイルで作成をして、左側機構に送信するという機能それが3つ目の追加する機能でございます。

それでは、調査票にお戻りいただきまして3ページでございます。今、ご説明いたしました機能追加をシステム改修という調査票としてまとめたのが3ページの表になります。上から3段目、記録される情報項目の項番2、記録項目でございますが、従来の記録項目に利用者証明用電子証明書のシリアル番号を追加いたします。この項目につきましては、資料59-2を見ていただきますと、従来の記録項目、そこへゴシック書きで書いてありますが、利用者証明用電子証明書のシリアル番号を、新たに記録することになるという表示をさせていただいております。

調査票にお戻りいただきまして、3ページ中ほどでございます。新規開発・追加・変更の内容ですが、こちらは先ほどご説明した3つの機能追加の内容を記載してございます。下から2段目です。開発を委託する場合における個人情報保護対策を記載をいたしております。1、契

約の際、仕様書にセキュリティポリシー及び個人情報保護条例の遵守義務を明記し、別紙の「特記事項」を付します。2、必要に応じて立入調査等の監査を行います。3、委託先がシステム機器を操作する際は、事前に報告を求め、区の承諾後に実施をさせます。4、委託先が実施するテストにおいてはダミーデータを使用させます。5、実データを使用した検証作業は職員が行い、セットアップ作業は職員が立ち会って行わせます。6、個人情報の持ち出しは禁止いたします。

最後に、このシステム改修の時期ですが、平成30年4月から設計・構築を行いまして、9月からは接続試験を実施し、12月からサービス開始というものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらは、証明書自動交付システムの、ただいまご説明しました改修の業務委託をするという調査票になります。委託先は富士通株式会社でございます。処理させる情報項目は、先ほど資料59-2でご確認いただいた項目になります。委託理由でございますが、2番に記載してございます証明書自動交付システムの導入業者である、富士通以外のものによるシステム改修が困難であるため、この業者に請け負わせるというところでございます。

次の委託の内容は、先ほどご説明したシステムに追加する機能と同様です。

委託の期間です。平成30年4月からコンビニ交付サービスが本格的に稼働します12月までを予定をしております。改修後には、追加した機能に係る保守業務につきましても、併せて平成30年12月から委託をする予定でおります。

一番下の欄になります。委託にあたり区が行う情報保護対策ですが、こちらの欄は先ほどの開発の調査票でご説明した内容と同様でございます。

5ページに移っていただき、こちらは受託事業者に行わせる保護対策でございます。1、個人情報保護責任者と取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告をさせます。2、従業員に個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施させます。3、委託先が実施するテストはダミーデータを使用させます。4、バックアップ作業で使用する外部媒体は、区が提供したものを使用させます。また、作業終了後は速やかに区に返却させます。6、個人情報の持ち出しを禁止させる措置を行います。

以上でございます。

続きまして6ページです。こちらが地方公共団体情報システム機構との外部結合の調査票になります。まず、上から3段目になります結合される情報項目です。先ほど、システムの概要でご説明をいたしましたが、このコンビニサービスを行うにあたり、機構との間で結合をする

必要があります。区が受信する項目といいますのは、シリアル番号と証明書の交付に必要な情報になります。かわりに区が送信する項目としましては、氏名、生年月日といった対象者を特定する情報及びPDFファイル形式の証明書の写し等のデータ情報ということになります。

2つ下になります。結合の形態ですが、区と機構のシステムの間はL G W A N回線で接続をいたします。結合の時期ですが、サービス開始、先ほどもご説明しました接続試験を行う必要もあるため、平成30年9月からの接続という予定でございます。

続いて、情報保護対策です。区と機構との通信にはL G W A N回線を使用して、第三者からのアクセスを排除するとともに、S S L通信による暗号化通信により通信データの盗聴及び改ざん等を防止いたします。2、ネットワークはファイアウォールを設置し、外部からの不正侵入の脅威から防御いたします。3、区の証明書自動交付システム及び機構の証明書交付センターでは、住民票の写し等のデータを送信後、速やかに消去し保持しない仕組みといたします。

続きまして、7ページをご覧ください。こちらはコンビニ交付サービスの実施に係る機構への業務委託という調査票になります。中ほど委託理由にありますとおり、コンビニ交付サービスを実施するためには、サービスの運営主体であります機構に委託する他はないため、この業務委託となっておりますのでございます。

ここで資料の59-4をご覧くださいませでしょうか。こちらが、各自治体と機構とが締結をしますこのコンビニ交付サービスの業務委託の契約書の統一様式になります。1ページから契約書として始まりまして、7ページにはセキュリティ対策について、8ページには個人情報の取扱いについて、9ページからは仕様書、13ページからの協定書と、ここまで含めまして機構とは契約をするとし、委託をするというものでございます。

調査票にお戻りいただけますでしょうか。7ページでございます。委託の内容は、今ご覧いただきました仕様書、協定書等に規定されているものでございますが、区が作成、発行した住民票もとのキオスク端末からの交付、2、証明書交付センターのシステム構築及び運用、3、住民票の写し等の偽造・改ざん防止措置、4、証明書交付手数料の収納、5、交付された住民票の写し等の件数の取りまとめとなります。

続いて、区が行う情報保護対策ですが、先ほどご覧いただきました統一様式の契約書及び協定書の中に掲げられております個人情報の保護措置の遵守をさせます。また、委託先における個人情報保護措置の状況について、年度あたり1回以上の確認を行いたいというふうに考えております。また、3番としまして、委託先が新たなコンビニ事業者等の参加を認める場合には、事前に区に報告をさせ、区が承諾したコンビニ事業者等に限り再委託を認めることといたしま

す。

次に、受託事業者、すなわち機構に行わせる情報保護対策を順次記載をしてございます。1、機構の証明書交付センターのサーバはセキュリティの確保されたデータセンターに設置し、入退室管理を厳格に行わせます。2、証明書交付センターでは、証明書データを保持させません。3、ネットワークはL G W A N回線を使用し、第三者からのアクセスを排除するとともに、S S L通信による暗号化通信により、通信データの盗聴及び改ざん等を防止いたします。ネットワークはファイアウォールを設置し、外部からの不正侵入の脅威から防御いたします。5、偽造・改ざん防止措置として、牽制文字、スクランブル画像及び偽造防止検出画像を追加いたします。

最後に申し上げました偽造・改ざん防止措置の詳細につきましては、資料59-5にまとめていただいております。説明は省略をさせていただきますが、このような偽造・改ざん防止措置を機構の証明書交付センターで措置をさせるというものでございます。

最後に8ページになります。コンビニ事業者等への再委託についてでございます。コンビニ交付サービスは、機構があらかじめ委託契約を締結しているコンビニ事業者等との連携で成り立っているサービスであるため、区が機構にこの事務を委託すると同時に、コンビニ事業者へ再委託するという形になります。上から3段目、再委託先は機構とあらかじめ委託契約を締結しているコンビニ事業者等となります。

資料の59-6をご覧ください。こちらが現在サービスに参加しているコンビニ事業者等になります。今後、新たにサービスに参加するコンビニ事業者等につきましては、事前に区に報告をさせ、承諾後に機構と契約を取り交わす取り決めとなっております。

続いて、資料の59-7をご覧ください。こちらが機構とコンビニ事業者等が取り交わす契約書となりまして、こちらも統一様式でございます。1ページ目からの契約書に続きまして、9ページ目にはセキュリティ対策について、10ページ目には個人情報の取扱いについて、11ページ目以降が仕様書といった形で、これの統一様式で機構とコンビニ事業者が契約を結んでいるという状況でございます。

調査票にお戻りいただけますでしょうか。8ページの最終ページになります。上から4段目、再委託先に処理させる情報項目でございますが、これは機構に委託しました情報項目と同じということで、コンビニのE Cセンターで設置されたシステム、キオスク端末で処理をされるものでございます。再委託の内容ですが、ただ今ご覧いただきました契約書、仕様書等に規定されている内容によりサービスを提供するということになりまして、内容的なものを記載してお

りますが、区が作成・発行した住民票の写し等のキオスク端末からの交付、証明書交付手数料の収納等、それから交付された住民票の写し等の件数の取りまとめといったものを再委託する形になります。

再委託の開始ですが、区が機構に委託を開始する日と同様となりますので、平成30年12月ということになります。

続きまして、再委託にあたり区が行う情報保護対策ですが、まず、区と委託先である機構が交わす契約書、先ほどご覧いただきましたが、それによって機構が再委託先、すなわちコンビニ事業者等に対して、セキュリティに関する事項を遵守させる旨の義務を課しています。また、先ほどご覧いただきました機構とコンビニ事業者が交わす契約書によりまして、区が機構に課している個人情報の保護対策と同等の措置をコンビニ事業者に遵守させるというものでございます。

9ページに移ります。最後に受託事業者、すなわちコンビニ事業者等に行わせる情報保護対策について記載でございます。1、キオスク端末では、セキュリティソフトにより印刷後速やかに証明書データを消去するほか、ECセンターでは証明書のデータを保持しません。2、ネットワークには閉域性を確保された専用回線を使用して第三者からのアクセスを排除し、SSL通信により安全管理措置をとります。3、ネットワークにはファイアウォールを設置し、外部からの不正侵入の脅威から防御しています。4、キオスク端末は施錠されており、端末保守員以外は開錠できないほか、同端末を取り扱う店舗内に監視カメラを設置しております。5、住民票の写し等の取り忘れ防止のため音声と画面で警告するほか、万一取り忘れた場合は、コンビニの従業員が遺失物として警察に届け出るという仕組みとなっております。6、各店舗で定める就業規則または守秘義務契約書によって、コンビニの従業員の不正行為を禁止するというのを対策と定めております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】これ東京都23区のうち21区がもう既に実施済みだというふうにご説明になっているのですが、今回、新宿区はその21区、他の区とどこか違うところがあるのですか。違うところだけ、何が違うのか、同じことをやるのか。

【戸籍住民課長】コンビニ交付サービスと私も一口で申し上げましたが、新宿区が行おうとしておりますのは、住民票の写しと印鑑登録証明書、それとこの後ご説明差し上げますが、住民税の課税証明書というところになります。納税証明書ですね。それ以外にも、戸籍の証明といったものをとれるように予定してはいますが、実施しているところもあります。

【会 長】今回、議題として提案された住民票の写し等のコンビニ交付という手続、システム、これは21区でもう採用されているのだけれども、そのうちは何か、新宿区は何かよそと違うものを取り込んで、このシステムを実施するのですかという。同じなら同じでいいのです。

【戸籍住民課長】同じでございます。

【会 長】全く同じですよ。

【戸籍住民課長】はい。

【会 長】だから、うちだけ特殊な問題ではなさそうなので、どうぞご質問とご意見ございました。ひやま委員さん。

【ひやま委員】ただいま、会長から既に21区ということで同じだということで、そこでお聞きしたいのは、特にこの間、21区において何か問題点とか、事故とか、あった例があるのかなのかだけ教えていただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】既に21区で導入しております。ご質問、その間に何かトラブル、あるいは最終的にはご本人の個人情報に記載されている証明書の交付ということになりますので、そういった点での個人情報の漏洩にあたるようなトラブル、事故というものは、今のところは聞いてございません。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】1つは、9ページ目の受託事業者に行わせる情報保護対策の5番です。これは契約書とかではどういうふうな記載になっているのか教えてください。

【会 長】どうぞ。ご説明ください。

【戸籍住民課長】お配りしました資料59-4の11ページ。失礼しました、申し訳ございません。59-7の方でした。7の13ページになります。資料59-7、13ページの中ほど第9条の条文がございます。証明書等の置き忘れ時の対応、資料59-7は機構とコンビニ事業者が結ぶ契約書ということで先ほどご説明しましたが、この中の仕様書の中に、キオスク端末から交付された証明書等又は個人番号カード等を利用者が置き忘れ、取扱店で回収した場合は、原則、取扱店では、遺失物として警察に届けるものとするという規定がございます、この規定に基づいて、コンビニ事業者で置き忘れのものは処理をするということでございます。

【会 長】どうですか。三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】ちょっと見あたらなかったもので、見つかってよかったです。それと契約保証金という概念が両方の契約に書かれていて、いずれも免除になっているのですけれども、これはど

ういう考え方で契約保証金という概念を導入した上で免除にしているのか教えてください。

【会 長】どこの。資料の何ページのどこか。

【三雲委員】例えば、資料59-4の4ページの契約保証金、第20条です。同様に資料59-7の6ページの25条です。

【会 長】どうぞ、ご説明を。

【戸籍住民課長】ご指摘の資料59-7の6ページの契約保証金、こちらは各自治体におきまして、公的な監視業務を委託するということにつきまして、区側の契約主管の方で免除できる規定がございまして、この本契約につきましても保証金は免除できる契約にあたるということで、このような記載になってございます。

【会 長】新宿区としてはもともと委託業務には保証金を入れてもらうという一般的ルールがあるのですか。それは一般的ルールを免除するというだけなのか、この特殊な何と言うか、先ほど申し上げたように、全国は保証金をとっているのに新宿だけ保証金をとらないという意味なのですか。特例なのですか、これがルールなのですかという質問なのですね。ご説明ください。

【戸籍住民課長】新宿区だけのルールではございません。全国の自治体が同様に契約にあたって必要とされる保証金につきましては、免除という仕組みの中で運用をしているということでございます。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】そうすると、新宿区を含む全国の自治体は、こういった業務の委託をする際には、その委託先からまず保証金をとるということをルール化しているのか。今までいろいろな委託について伺っていましたがけれども、それらも契約書に、まず保証金というものを1回とるといふふうなそういうルールを区が持っているという理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください、事務局。

【区政情報課長】今のご質問の契約の保証金について、至急、確認をさせていただきますので、わかり次第回答をさせていただきますと思います。

【会 長】いずれにしろ、コンビニでの交付システムについては、特殊なことではなくて全国一律これ免除していますよということ間違いありません。では、その範囲でしばらく審議を進めます。他にご質問かご意見ございますでしょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】幾つかあるのですけれども、これはこの資料59-3のところに、住民基本台帳とこれが接続するようになっているのですけれどもその点と、それから、これはまだ私は

カードを作っていませんけれども、カードを作った人だけが利用できるのか、全部の人に係るのかというのが2つ。それと区役所内の交付ボックスは囲まれていますよね。だから、コンビニで私もAmazonや何か支払いをしたりしますけれども、あれは全く囲いも何もないところなので、それが囲われているところなのかどうか、それから21区やっているんですけども、21区はどうなっているのかと、21区の一等初めはいつから始めたのか。これで4つですか。そこのところをまず伺いたいです。

【会 長】よろしいですか。では、ご説明ください。

【戸籍住民課長】まず59-3の資料の点でご質問いただきましたが、委員仰るとおり右上に住民情報システムというものがございまして、住民基本台帳ファイル等というものがございます。もちろんこれは新宿区民全員の方の住民基本台帳というものでございます。そこから斜めに線が引いてございますが、副本という形で同じものをこの証明書自動交付システムという中に置くわけですね。置いておきませんとこのサービスに対応ができないので、同じ情報がそこに置かれています。

ご質問の2番目として、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方だけが使えるのか、それとも全員なのかというお話がありましたが、もちろん答えの1つ目としては、このコンビニ交付サービス、今ご説明いたしましたコンビニ交付サービスをご利用いただけるのは、マイナンバーカードを持っていらっしゃる方だけでございます。その方がいつ取られるか、明日から使いたい、まだまだ先と思っいらっしゃるか分かりませんが、新宿区民の方はどうなっても、カードをとったその日からこのサービスを利用できるように、この住民基本台帳と全区民の台帳と同じものを、このシステムの中では管理しているということです。その中で、ご希望でカードを取られた方が、サービスで使いたいといったときにすぐに応えられるという仕組みになっています。

それから、コンビニでの囲いの件もお尋ねいただきました。以前も、コンビニでの防犯対策といいたいでしょうか、セキュリティ対策ということでさまざまご質問もいただいたこともございますが、先ほどご説明しましたこの委託をする中での機構とコンビニ事業者、コンビニの店舗の契約の中では、その端末のところをきちんと監視カメラを設置して確認するというところまでは規定をしております。ですが、そのモニターの左右に見えないように覆いをつける、つけないというところまでは、委託の中で、この枠組みの中では強制できないところになっておりますので、現状では私の経験からではあれですけれども、各コンビニのこのサービスを使えるキオスク端末というものの周りには、特に囲いですとかそういったものはございませんし、新

宿区の例えばセブンイレブンという店舗と、港区のセブンイレブンという店舗は、恐らく事情は一緒でして、どちらかの区の店舗に別の対策がある、無いということでは無いので、全国のコンビニのこのキオスク端末周りといいますのは、先程言いました監視カメラを設置するところまでが、目に見える対策といいたまいますか、そういったものになってございます。

最後のご質問、このコンビニ交付ですが、23区の中では、平成22年の2月に渋谷区でスタートしたのが最初でございます。

以上です。

【会 長】1点ちょっと、関連しているのだけれども、今日のはコンビニの端末を使った説明ですよね。この資料59-3の右端に証明書自動交付機というのがありますよね。これは新宿区としてはどういうところにあるのですか。それで、今の鍋島委員の質問では目隠しというのか、他人からのぞかれないような目隠しみたいなものがあるというような話も。それはどういう状況になっているかちょっと説明してください。どうぞ。

【戸籍住民課長】資料59-3をお示しいただきましたが、証明書自動交付機というものでして、現在区内で稼働しているもので、区役所の本庁舎の1階、それから第一分庁舎に1台、それと10の特別出張所といいますか地域センターのほぼ恐らく1階のフロアに10台ありますので、区内で12台稼働しております。これが、使い勝手といいたまいますか、この先のことなのですけれども、平成32年の3月に現行の機器のリース切れになりまして、使用を停止するという予定になってございます。現行の証明書の自動交付機、このイラストに出ているとおりでございまして、ただ、委員が仰ったような囲いというようなものを、この証明書の機械と同じ高さ、ちょうどこれぐらいのイメージで1枚の扉のものが3方向にあると。利用者はこちらからこの端末を使うというような設えに現状なっております。

【会 長】ありがとうございました。他にご質問。鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】それでこのカードを受けていないというのは意味のある人もあるわけですよね。そのカードを発行した人だけが、この情報が行くのであればいいのですけれども、カードを申請していない人までもというのが、いろいろな事故がここのところありますよね。そういうのをとても心配している人もいます。だから、それでカードをわざと申請しないグループもあります。そういう人までもその中に入ってしまうということは、とてもとても心配な人も多い。私もその1人ですけれども、多いということを申し上げておきたいのと、それからボックスというのは、そんなにこの区役所の中で、とても保安のいいところに住んでいらっしゃるという地域ではないのです。本当に西新宿も歌舞伎町もそうですけれども、その中にもコンビニとか

いろいろありますけれども、それを狙っている人もかなりおります、個人情報欲しくて。そういうところでボックスも何もない。区役所は安全なところなのにボックスがあって、そういうところはボックスがなくて、防犯カメラだけでいいでしょうということは、これはそういう仕様になっているかもしれませんが、新宿区は新宿区なりのものは、仕様書はできると思うのですね、区役所はね。ですから、そこのご検討いただきたいと思います。

他のとても治安がいいところだけの地域ではない、このごろは大変な事故が西新宿でも起こっていますし、歌舞伎町はもちろんそうですけれども。だから、コンビニにそういうところは契約しないのか、もともと契約してしまえばそこまでいってしまうのかということもあるでしょうけれども、そういうところも考えてやってほしい問題と、個人情報ですから。

【会 長】個人ナンバーカードを持っていなければ、出張所かどこかへ行って申請書を書けば出るのです、今までどおりというか、昔の話。それはどうですか。はい、鍋島委員。

【鍋島委員】出ることは出ますけれども、それが嫌いな人も。

【会 長】ご説明を。

【戸籍住民課長】委員、最初にご指摘いただきましたカードを持って、このサービスを使う方の情報が出るならまだしも、出るといいでしょうか、このシステムで区の外に出ていくという意味ですけれども、まだしも他の方の情報が出ていくのはという危惧をされていましたが。

【鍋島委員】出ていくというより入っているのは。

【戸籍住民課長】そういった意味では、資料59-3でお示しいたしましたが、このサービスを利用するためにはマイナンバーカードが必要というのは先ほどお話ししたとおりでして、その方の情報に限って、先ほど説明したシリアル番号という記号をキーワードに、区の方に要求があり、その方の住民票あるいは印鑑登録証という証明書のデータが、この大きな青が区の仕組みでございますが、この外へ出ていくということですので、このサービスを使わない方、カードを持っていない方の情報が外へ出るということはありません。その点はよろしいでしょうか。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】分かりました。

【会 長】戸籍住民課長。

【戸籍住民課長】それと、2番目のコンビニの端末の周りのことでございますが、全国統一でというふうに申し上げてはしまいましたけれども、やはりそういったご心配の声というのは、これから私達はこのサービスを使う、私達側がその1ユーザーになりますので、こういう声も

ございますということは、機構ですとか、このサービス全体を運営している、もちろん係っているコンビニ事業者等にも、発言できる機会を捉えて、言っていきたいと思います。

また、特に利用者の方に向けましては、先ほど置き忘れというようなこともございましたけれども、利用の際には十分にご注意していただきたいというアナウンスも含めて、サービスですのでもいいことばかりというアピールにならないように、注意して進めてまいりたいというふうに考えております。

【会 長】どうぞ。鍋島委員。

【鍋島委員】では、これでやめますけれども、それがシリアルがついているから出せるということはわかりますけれども、中に入っているというところで、ビットコインでも中に入っているだけで出てしまうような状況ですから、そのところはやはりきちっと対策を立てていただきたいと思います。終わります。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。金澤委員。

【金澤委員】証明書の自動交付システムを使って証明書を出しているときは代金が200円で、窓口へ行くと300円なのですけれども、今後のコンビニの代金が幾らになるのかということ、1点目お聞きしたいのと、2点目はこの受託事業者に行わせる情報保護対策の中で、従業員、各店舗の従業員は就業規則または守秘義務契約書により、従業員の不正行為を禁止するという、これは具体的にどういうことなのでしょうか。以上2点よろしくお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】まず、1点目、このコンビニ交付サービスを利用した証明書交付の手数料でございますが、料金は自動交付機と同じく200円でございます。失礼いたしました。

それから、従業員の不正防止というところですが、まず、こちらにつきましても、先程ご確認いただきました機構とコンビニ事業者が契約を締結をいたします契約書、資料でいいますと最後の資料59-7になります。資料59-7の例えば9ページに、セキュリティに関しての別紙が契約の別紙として付いておりますが、その一番下から2番目、取扱店の従業員による不正行為は、就業規則により禁止するということになります。逆に謳ってあるからということではなく、例えば契約面でいいますと、こういったことで機構とコンビニ事業者は契約を結んでいます。コンビニの店舗に限っていいますと、この契約もありますので、その後の具体的な対策は各店舗の責任者が、従業員をきちんと研修・教育するということで不正行為を防いでいるという仕組みというふうに考えております。

【会 長】よろしいですか。他にご質問とご意見ございますでしょうか。ないようでしたら。

どうぞ、事務局。

【区政情報課長】事務局から先程の契約保証金についてご報告させていただきます。契約上、契約保証金について、自治令の167条の16という規定に基づきまして定めるものなのですが、契約保証金、相手の完全な履行を確保するという目的で定めているものなのですが、主に工事のように途中で履行を放棄したりとかというようなことがあるような工事契約については、区の契約においても定めていて、金額についても契約金額の一定割合に相当する額を徴するというような記載をしております。

ただし、業務委託に関しては、入札が前提になるということもございますけれども、ある程度業者のふるいを業績ですとか掛けているというようなことで、担保している性質上、業務委託については一旦定めて、免除というような形式をとっているものでございます。

以上でございます。

【会長】今の点について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。保証金の、よろしいですか。全体、この議題、資料59についてご意見かご質問は他にございませんでしょうか。ないようでしたら、この件は、もう一度確認しますと、資料の1、3ページ目の案件が諮問事項、それから4ページ目が報告事項、6ページ目は諮問事項、7ページ目が報告事項、8ページ目も報告事項、以上5件についてですけれども、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

引き続き、似たような案件ですけれども、それでは資料60「税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴う税務システムの改修について」です。それでは説明をお願いいたします。どうぞ。

【税務課長】それでは、続きまして税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴います税務システムの改修等について、なるべく戸籍住民課と重複しないように説明をさせていただきたいと思っております。

税証明書につきましても、戸籍住民課と同様システムの改修の諮問が1件、その業務の委託の報告が1件、続いて外部結合に関します諮問が1件、交付サービスの業務委託が1件、その再委託が1件、計5件。全く同じ設えで資料の方を作っております。

資料は60ということで1枚おめくりいただきたいと思っております。「事業の概要」をご覧ください。事業名、担当課、対象者は記載のとおりです。事業内容につきましては、コンビニ交付サービスを導入し、そのためのシステムの改修を行うということで、戸籍住民課と同様でござい

ますが、交付する証明書が住民票の写しということではなくて、この調査票では税証明書となっていることから、その表現の部分が全て「税証明書」となっているという点。もう1つは、資料中段にございます資料中段以降、システム改修について記載してございますけれども、その改修の対象となるシステムが、戸籍住民課の方では証明書自動交付システムだけでしたが、税務課においてはこれまで自動交付機で税証明の方を交付してございませんでしたので、税務システムを改修するシステムとして加えている点が異なるところでございます。

3ページをご覧ください。諮問事項、税証明書のコンビニ交付サービス導入に伴いますシステムの改修についての説明でございます。保有課、登録業務の名称、記録される情報項目、新規開発・追加・変更の理由については記載のとおりでございます。

次に、新規開発・追加・変更の内容です。コンビニ交付で活用します証明書自動交付システムは、現在税務システムと結合してございませんで。これは自動交付機で税証明を出していないからです。そのため次の機能を追加をいたします。1つ目は、項番1に記載がございませんで税務システムから証明書自動交付システムへ、税証明書の作成に必要な情報を送信する機能、これは60-3のこの横版の資料をご覧くださいと分かりやすいかと思ひます。右側の青囲みの新宿区の中の右上に、税務システムというのがございませんで、下、緑色の矢印がございませんで。この送信する機能を新たに加える改修を行うということになります。

2点目は項番2の(1)と(2)の内容でございませんで、今ございませんで証明書自動交付システムに税務システムからこの交付システムへ、税務情報を受信する機能、またその受信した情報に基づいて税証明書のPDFファイルを作成する、こういった機能を追加すると、こういった内容になります。(3)(4)については、戸籍住民課と同様の記載となつてございませんで。(5)でございませんで、こちらは作成した税証明書のデータをPDFファイルですが、機構の証明書交付センターに送信する機能、この青囲みの四角の中から機構の証明書交付センターに行く緑の長い矢印、この部分の機能を追加するということなんです。

以上の改修によりまして、住民票の写し同様税証明書についても、コンビニでの交付サービスが可能になると、こういった内容でございませんで。

4ページをご覧ください。証明書自動交付施設の改修の委託についての報告でございませんで。保有課、登録業務の名称は記載のとおりです。委託先は富士通株式会社でございませんで。委託に伴ひまして、事業者処理させる情報項目、処理させる情報項目の記憶媒体は記載のとおりでございませんで。次に委託理由でございませんで。項番1と2は戸籍住民課と同様の記載となつてございませんで、項番3についてでございませんで、先程来申し上げてございませんで、現在、税証明書は自

動交付機での交付を行ってごさいません。したがって、税務課独自でそのシステムを開発するという選択肢もあるのですが、既存の自動交付機用のシステムを改修することで、税証明書のコンビニ交付用のシステムとして、開発期間や経費の点で効率的に活用できると、そのためにこのシステムの改修及びサーバの増設を委託するという内容でございませう。

委託の内容について説明いたします。資料1の(1)及び(2)が税務課独自の委託内容になります。先ほどシステム改修のところでご説明申し上げたとおり、税務システムから税証明書の作成に必要な情報を受信し、税証明書のデータを作成する機能を追加いたします。(3)以下については、戸籍住民課と同様の記載となっております。委託の開始時期及び期限、委託にあたり区が行います情報保護対策、受託事業者に行わせる情報保護対策についても、戸籍住民課と同様の記載となっております。

続きまして、5ページの地方公共団体システム機構との外部結合の諮問事項、その次、6ページのその業務のコンビニ交付サービス実施に係る業務の委託の報告事項、7ページの税証明書のコンビニ交付サービス実施に係る業務の再委託の報告事項につきましては、それぞれ保有課が「税務課」、登録業務の名称が「特別区民税・都民税」とそれぞれなっているということと、その次の対象とする個人の範囲、こちらが新宿区の住民基本台帳に記載されていて、キオスク端末から交付申請をしたものというふうに、戸籍住民課の方はなっておりますが、税務課の方は新宿区の住民基本台帳に記載されていて、かつ新宿区が税情報を保有しているものうち交付申請をしたものということで、税情報を保有しているという記載が、それぞれ加えている部分です。

あと、交付します証明書が、先ほど戸籍住民課は当然「住民票等」という表現となっておりますが、5ページのところで申し上げますと中段に「結合する理由」という項目がございませうが、その冒頭の部分でございませう。戸籍住民課では「住民票の写し等」となっている部分が、税務課の方では「税証明書」というふうに記載されている点、この3点以外は全て戸籍住民課でご報告、ご説明させていただいたものと同内容の記載となっております。

大変雑駁ではございませうが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【会長】税証明書はどんな証明書があるのか分かっていないのですけれども、どんな証明書が自動交付されるのか、そのそれぞれの証明書に記載される項目はどれだけなのか、ここに資料60-2に書いてある全部が出てくるわけではないと思うので、どの範囲でその証明書というのが自動交付で取れるのでしょうか。

【税務課長】税務課の部分でコンビニ交付の対象としています証明書は、課税証明書と納税証

明書ということで、こちら資料60-2の3ページ、(2)の証明書データというふうを書いてある部分がございます。ここに記載されていますとおり、この納税証明書に記載される項目と書いてございます部分が、その記載の対象となるということでございます。

【会 長】国税と地方税とというのが税金にあるというぐらいのことしか知っていないのですけれども。国税は関係ないのでしょうか。地方税だけですか。

【税務課長】そういうことです。地方税のうち。

【会 長】ここに書いてあるだけですか。

【税務課長】いわゆる住民税という部分が、区が徴収している部分で、その部分の課税状況、あるいは非課税であるとかそういった内容を証明する証明書でございます。

【会 長】例えば自動車の何とか税と、保有税とか何かあるのではないかと思うのですけれども、それは地方税かどうか知りませんが、そういうものは例えば固定資産税だってありますよね。そういうものはどういう。これでは対象ではないということですね。

【税務課長】区が徴収します税金というのは、特別区民税と軽自動車税、たばこ税、それと入湯税、この4つになります。軽自動車税というのは、証明書の対象となりますが、車検検査のときに必要となるもので、通常は領収部分の右端が証明書になってございますので、年に数件出ない年もあるということで、今回、コンビニ交付の対象証明書からは外しているところでございます。

【会 長】では、この項目と今のページの(2)。

【税務課長】(3)でございますね、証明書データというふうに。

【会 長】(3)ですよね。こういうものが、これは自動的に全部打ち出されるのですか、それともご本人の申請、選択の項目だけこの提供される、証明されるのですか、どうなのですか。

【税務課長】それはまず課税証明書というのは、ご本人が申告されたデータをもとに課税されて、その内容が表示される場合と、あるいはご本人が申告義務がないという方がいらっしゃいます。そういう方は区の方に届きます課税資料、例えば事業者から届く給与支払報告書、そういったものをもとに課税した内容について金額等が記載されていて、それが証明されると、そういう流れになってございます。

【会 長】これは非課税の証明書も出るのですよね、これは。

【税務課長】非課税の証明書も、ご本人が申告をしないと区としては収入の状況が分かりませんので出ませんが、申告している方で非課税であれば非課税証明書が出ると、こういうことでございます。

【会 長】先程もちよつと、ここに書いてある（3）の証明書データ、これが全部打ち出されるのですか。特別区民税、例えば区民税と都民税を一緒に申請しないとイケないのですか、これは。そういう意味ではなくて。どうぞ。

【税務課長】証明書データのうちの出る部分というのですが、課税証明書であると、（3）の証明書データのうち、納税額であるとか未納額、こういった項目は課税証明書には出ません。納税証明書であればこの部分も含んで記載されると、こういうことになります。

【会 長】では、課税証明書と納税証明書は2種類あると考えて、項目はそれに応じて申請していただいて、そちらで選択されたものが自動的に出てくると、こういうことですね。

【税務課長】そのとおりでございます。

【会 長】何かご質問とご意見ございますか。三雲委員。

【三雲委員】確認なのですが、先ほど資料59の方で出てきた契約書と資料60の契約書は同じ内容なのですが、項目によって別々2本結ぶわけではなくて、1本結んでそこに先ほどの資料59の案件と資料60の案件が載っかってくると、そういう理解でよろしいわけですか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】そのとおりでございます。区としては1本のということになります。

【会 長】他にご質問かご意見ございますか。金澤委員。

【金澤委員】さっきの、前のやつと一緒になのですが、2番の、利用するためにはマイナンバーカードが必要で、「これは同証明書で本人特定をします」と括弧の中にありますよね。今、私持っていますけれども、これは写真が付いていて、付いていないものもありますけれども、本人特定はどうやってするのですか。というのは今思い出したのですが、うちの子どもが海外にいるときに、学生免除ではなく年金を払わなくていいという証明書の手続きが、とても大変で。いろいろな証明書を出すのに本人の委任状も、たくさん必要で、息子、義理の母、夫のいろいろな手続きの際に、とても大変だったのがこのように情報がいとも簡単に出てきてしまうのだなというのを、今すごく不思議に思ったので、どういうことなのでしょう、その辺。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】マイナンバーカードを使ったコンビニ交付というのは、そのマイナンバーカードに記録されている本人確認情報というのが、これ交付申請するときに要る、要らないと選択できるようなのですが、その機能を用いて本人特定をすると。そのカードプラス暗証番号でさら

に本人特定をすると、こういった仕組みで本人の確定をしていくとそういうことでございます。

【会 長】金澤委員。

【金澤委員】本人が行けない場合は、やはり窓口に委任状を持っていくというシステムは一緒ということですね。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】原則としてはそういうことになります。

【会 長】他にご質問かご意見ございますか。ないようでしたら、これも諮問事項と報告事項がございますので、分けて審議しますか。資料60の3ページは諮問事項、それから4ページは報告事項、5ページは諮問事項、6ページは報告事項、7ページも報告事項ということで、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料61「健康ポイント事業業務の委託について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【健康長寿担当副参事】それでは、来年度から新規事業であります健康ポイント事業の業務委託について、ご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、資料2ページをご覧ください。「事業概要」についてですけれども、区民の健康寿命のさらなる延伸のため、楽しみながら生活習慣を改善するきっかけとなるよう、歩くことやその他の健康行動にポイント付与を行い、一定のポイントが貯まれば景品と交換できる健康ポイント管理システムを導入し、事業者に委託して実施するものです。初年度と次年度は効果的事业となるよう実証検証を行い、平成32年度から本格実施をする予定です。

資料61-1をご覧ください。事業の流れはご覧のようになります。スマートフォンアプリを使う方とそれ以外の紙台紙による方を考えていますが、こちらにお示したような事業の流れを予定しております。収集管理する情報については、スマートフォンアプリを利用する方は、メールアドレスが加わりますが、それ以外は両者とも同じになっております。

続きまして、資料3ページをご覧ください。本事業における委託先は、現時点では未定ですが、今後プロポーザル方式により入札で決定します。本事業において、委託事業者処理させる情報項目は記載のとおりとなります。

続きまして、資料61-2をご覧ください。情報の収集管理の流れについては、こちらにお示したとおりになります。スマートフォンアプリ利用者及びそれ以外の方、いずれも本事業への参加により、個人情報を管理することに同意を得た方が対象となります。委託事業者が決

定するまでは、詳細は未確定なところもありますが、事業参加者に係る情報項目は、おおむね資料のようなものとなります。スマートフォンアプリの利用者は水色の数字①参加申し込みから⑤収集情報登録という流れになります。また、スマートフォン以外の参加者は赤色の数字①参加申し込みから⑦収集情報登録という流れになり、両者共通、スマートフォンも紙台帳も共通のもので、数字の⑧参加情報閲覧から⑩情報評価及び検証までの流れとなる予定となっております。

資料3ページにお戻りください。事業者へ委託する理由としましては、区民が楽しみながら参加できるポイント管理システム構築にあたり、専門性を有する事業者へ委託する必要があることや、委託により参加案内の発送や、景品の在庫管理の効率化が図られること。また、本格実施に向けて本事業参加者の状況を蓄積したデータを分析するにあたり、ノウハウを持った事業者へ委託する必要があるためです。委託内容は、こちらにお示したように、1、参加登録の受付、2、健康ポイントシステムによる管理、3、景品の申し込み及び発送、4、事業の効果等を評価するため本事業に参加した区民の歩数等のデータや、アンケート結果の分析となっております。

次ページをご覧ください。個人情報の保護対策として、委託の契約に当たっては別紙「特記事項」で定め、必要な措置を講じるとともに、プロポーザル方式の審査の際にも厳しく個人情報の管理・保管状況を、職員が必要に応じて立ち入り調査等を行うとともに、業務終了後は委託先に提供した情報を返却させるとともに、委託先が収集した情報についても消去させ、必要に応じて区職員が消去の確認をいたします。

受託事業者に行わせる情報保護対策としては、こちらに記載してありますようにシステムの運用に際して、送受信及び蓄積されるデータについてはSSL方式による暗号化を行い、メールアドレスや登録情報が第三者に漏れることがないような仕組みを構築します。また、受託事業者が取り扱う情報は、業務を行う執務室から持ち出させない。パソコン使用の制限、情報の保管等についても、情報セキュリティ管理体制が万全な事業者へ委託するよう、委託の要件に付帯していきます。

報告は以上となります。よろしく願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございましたら。伊藤委員、どうぞ。

【伊藤委員】ちょっと気になったのが、スマートフォンアプリの開発の件なのですが、委託先のサーバというのが処理させる情報項目の記録媒体のところにあるのですが、この委託先のサーバというのが、このアプリ開発の場合、物理的に会社の内部にないケースとい

うのがほとんどだと思っていまして、会社の外にサーバを置くということが一般的になっているのですけれども、そうなるこの委託事業者に行わせる情報保護対策というのが、これはキャビネットで施錠するとかあまり関係ない話になってくるというふうに思っているのです。それよりもサーバにどこからでも接続できる環境にある可能性が高いので、サーバに対するセキュリティはしっかりしているか。例えば電子的な鍵でサーバにアクセスすることが一般的なのですけれども、その電子的な鍵の管理だったりとか、そのサーバの設定だったりとか、もうちょっと技術的な話がないとこのアプリの開発というのは、この情報保護対策だけだと、これではむしろかなりの物が外れているように見えてしまっていて、もうちょっと技術的な話がないと、アプリの場合は対応が厳しいのではないかなというふうに思ったのです。この辺の事例が多分あまりなかったと思うので、アプリでこの情報をとってポイントを付けるというのはなかったと思うのですけれども、その辺というのは対策というか、うまくできるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】委託を今、これからプロポーザルで決定いたしますけれども、過去というか、先進自治体で幾つかこういうアプリを使っているところがあるのですけれども、そういう経験を持っている事業者ということ想定しておりまして、幾つかお話を聞いているところは、自分のところでサーバを運営をしているところを想定しております。プロポの仕様にもそこは加えていきたいというふうに思います。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】むしろ、内部でサーバを運用する方が私は良いという話はないと思っていて、内部で運用した方がセキュリティ担当がたくさん必要だったりして、逆にリスクがある場合もあるのです。なので、そこではなくて、ちゃんとこの情報保護対策がアプリの仕様に合った形にこれが今なっていないところが問題で、この情報保護対策の項目を見ると、これまでやっていたような紙でデータが送られてきて、それをパソコンに打ち込んで、それをパソコンにパスワードをかけてロックをして施錠してみたいな話そのまま書いてあるだけなので、全然アプリのセキュリティの話とは全く別のものが書かれているわけです。これだと、外部から不正アクセスがあったらどうするのだというのに、全く対応できるような情報保護対策になっていないので、ここというのを、これは区政情報課の話にもなってくると思うのですけれども、全面的にやはりこれは変えないと、仕様自体が全然別のものを作る情報保護対策となっているので、そこはちゃんと見た方がいいのではないかなというのを思っています。私はむしろ外部のサーバを使っているところも積極的にプロポーザルで採用した方がいいと思ってい

るので、そこは安全性をちゃんと判断して、別に内部とか外部とか、内部だから安全ということとはこれ全くないので、ちゃんと安全対策がとれるところを選べるような、この情報保護対策に変えていただきたいというのが要望なのですけれども、この辺りはいかがでしょうか。

【会 長】では、事務局。

【区政情報課長】今、ご指摘いただいたようにいろいろな形態の委託の、開発の内容というのが出てきていますので、今、委員からご指摘があったアプリの開発におけるセキュリティ対策についても、情報システム課とちょっと協議もいたしまして、そういった条件のサーバがその会社にあるということに限らず、いろいろな形態のセキュリティ対策についてプロポで確保できるように、担当課とも協議していきたいと思っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。他の例えば新宿区でやっている、委託してホームページを作る場合なんかだと、外部のサーバを使ったりもしているのです。それ自体は全く悪いことではまずないということをちょっとお伝えしつつ、ここの内容はやはり変えた方がいいと思うのですね。そこについてまだちょっと回答いただいていたのですが、ここの、このままでそれこそアプリを作ると、これは全くアプリの仕様になっていないわけですから、変えてもう1回この紙を作るなり、今後もこういう案件を扱うときには、ここの内容を全面的に変えないと、ちょっとアプリはやはり難しいと思っているので、その辺りもご対応いただけないでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】ありがとうございます。改めてこちらを修正した上でかけさせていただきます。ご報告させていただきます。

【会 長】他に、ひやま委員、どうぞ。

【ひやま委員】委託先が未定でプロポーザル方式という入札ということで、ちょっとお聞きしたいのですが、どのくらいまでお話をお聞きできるか判断によるかとは思いますが、委託の内容を見るとかなり幅広いのですよね。情報の分析から始まって専門的なものから、あと景品の発送までを委託しているので、ちょっと思ったのはこれ1社に対して当然、委託になるわけですよね、まず。

【会 長】どうぞ。

【健康長寿担当副参事】はい。1社を予定しております。

【会 長】ひやま委員。

【ひやま委員】 ですよ。1社ということになると、どんな業種なのかちょっと検討がつかないのです、私。

【会 長】 どうぞ。

【健康長寿担当副参事】 健康ポイントというのは、まだそれほどICTを使った自治体はあまり多くないのですけれども、例えば健康保険組合などは結構いろいろやられておまして、多くはやはり情報システムを主業種、メインとした業態がこのようなものに今、参入している状況です。

【会 長】 よろしいですか。ひやま委員。

【ひやま委員】 結構です。

【会 長】 分かりました。これ委託をして結局どうするのですか。最後を読むと、3ページの一番最後に、委託の内容の一番最後4番を読んでいるのですが、事業の効果を検証すると、委託先の人が検証したのを、区は何の情報も得ないのですか。本当に何するのですか、区は。区は何をしようとしているのか。どうぞ。

【健康長寿担当副参事】 表現が少し不適切だったのかもしれませんが、例えばこのアプリを使って、アプリとか健康ポイントを使って、実際に健康行動が変わっていくことがとても大事なわけなので、例えばどのような方が継続しているかとか、どういうところで周知されると参加しやすいかとかというのを、今回、アプリを使ってご本人には歩いていただいたりするわけですから、その歩数とあるいは性別とか年齢とか、どういうきっかけでこの事業に参加したかとか、あるいは日ごろ、このアプリを使うまではどんなふうに運動をしていたかとか、そういうことをアンケート等にも答えていただきまして、その結果を業者に集計していただくと。私たち区はそのデータを見まして、どういうところで周知したり、あるいはどういう形の案内の仕方、あるいはどういうやり方だったら継続していくことができるのかとか、そういうことをそのデータをもとに分析して、区民の方がより使いやすいものに転換していくということを、区がやる予定でございます。

【会 長】 要するに、向こうで、委託先でデータを検討して、こういうことですよというのは分かるのですよ。問題は、普通はそれをこちらに区でいただいて、それと同時に、向こうにあるデータは全て消去していただくとか何かそういう手続が重要なのですよ、個人情報の保護で言えば。ただ、向こうが調べて検証をしたというだけでは、その後その記録は、データは、個人情報はどうなっているのというのが分かっていない。ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】 事業終了時にはデータは、区の方に返していただくとともに消去する

という形になっております。

【会 長】向こうの持っているデータ、これはいつ終わるのですか。

【健康長寿担当副参事】単年度契約ですので、1年毎に返していただき、その都度消去していただくという考え方をしております。

【会 長】1年度で来年度はやらないのですか。

【健康長寿担当副参事】いえ、契約自体は単年度契約なのですけれども、事業としては単年度でやっていくのですけれども、契約としては継続していく予定であるのです。ですが、一旦、参加者は、例えば数カ月間、3カ月か4カ月このアプリを使ってやっていただくので、一旦そこで景品とかも、あるポイントまで達すると景品をもらえるという形になります。景品に応募していただいて、その景品を発送する。そこで一旦事業は終わるわけなので、そうしましたら、事業者からはデータは全部区の方に返していただいて、事業者の方からはデータは一旦消去されるという形になります。ですが、例えば翌年度その同じ方が毎年続けているのかとか、毎回新しい人が入るのかとか、いつも同じ方が続いているのかということも分析上は非常に重要になりますので、また、翌年度その方が参加しているかどうかというのは、情報としては確認するという事はやらせていただきますけれども。

【会 長】それは区がやるのと、委託事業者がやる仕事とよく分からないのですが。

【健康長寿担当副参事】データとしては連結というか、一旦区に返ったものを、またその事業者に渡すということになりますので、突合はさせていただくことに、事業者に突合していただく形にはなります。

【会 長】前年度と今年度との突合というのはどういう意味ですか。

【健康長寿担当副参事】同じ方が、前年度と翌年度同じ方が参加しているかどうかというのは確認していただくことになります。

【会 長】要するに、最初言ったように、個人情報はどうなる、最後どうなっている、どうなるのというのはちょっと意識してほしいのですよ。だから、私は分かりませんが、1年間のウォーキングを集計するのか、数カ月間で集計したものを1年1回景品交換するのか、ちょっとよく分かりませんが。だから、そういう1年に1回でやるのか、1回のポイントを景品交換した段階、それもいつまで交換できるのか知りませんが、それが終了したときを1回の終了として、そこでデータを全部回収して、余計なものを全部消去してもらって、そして次年度に出発してもらって、また次年度もそれをやっていくところを、ちゃんとはじめをつけるように、口頭だけではなくて書面上、委託業務の内容がもともとそこに書いて

いないとそういう。それでこちらで分析するのと、向こうで分析するのとどういうことか知りませんけれども、そこらをはっきりしていただきたいですね。趣旨は分かりましたけれども、口頭説明で、そういうことをはっきりしてください。

【健康長寿担当副参事】失礼いたしました。今、会長に言っていたようなことを考えております。

【会 長】他にご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】先程、ひやま委員の方からのご質問に対して、委託先は情報システム会社のようなところを想定しているというお話がございましたけれども、他の自治体、あるいは健康保険組合の実績では、具体的にはどういう会社さんが出ているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】企業名ということですかね。例えばNTTデータシステムとか、凸版印刷とかそういうような。

【会 長】よろしいですか。三雲委員。

【三雲委員】そうすると、景品の在庫管理とか発送とか、かなり情報システムとは直接係わりがないような具体的な業務が出てきて、ここは再委託を必要としそうな感じがするのですけれども、それもしないという理解でよろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】先程も申し上げたように、健康保険組合が今、このようなものを盛んに使っておりますので、どの業者も事業所もそういう景品とかそういうものを一緒に扱えるような仕組みを、それぞれ先程申し上げた例えばNTTにしろ、凸版にしろお持ちなのですね。なので、他に採択をする必要がないような形になっております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】にわかにはよく分からないのだけれども、パッケージとしてそういうものを提供してくれるということと、そのパッケージの裏側には景品については、調達とか管理とか発送については、その会社自身がやっているのではなくて、どこかちがうところが扱っているということになってくると、当然その連絡先、氏名、住所等はですね、発送の際にはその委託先に回さなくてはいけなくなってくるわけですが、そのあたりはないという理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】今まで何社かお話を伺っている中では、自社の中でやっていくという

ところを伺っておりますが、ただ、確かに品物自体をその社の中で保有しているかというところのようにそこは可能性はもしかして、他社から持ってくるというようなことをやっているかもしれませんが、発送自体は自社でやるというふうにどの社も言っています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そのあたりはいつものとおりよろしくお願いたします。あと、アプリを作ることになってくると、例えばユーザーを他の自社サービスに誘導していくとか、表示するとか、あるいはここに書かれている情報項目、これは歩数計が付いているということは、センサーを使って情報を電送しているのだと思うのですけれども、他のセンサーで、例えばGPSなんかで位置情報電送とか、裏側でそういうことをされるのではないかという恐怖感もあるのですが、その当たりの安全性の確保はどうされるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康長寿担当副参事】歩数計自体は、アプリの中でカウントはするのですけれども、それを実際サーバとして上げるかどうかは、ご本人がそのアプリにアクセスするかどうかというご本人自体の選択によることになっております。なので、また、GPSとか他の機能とは合わせないよということは、付帯条件として付けていきたいというふうに思っております。そこについては、今までお話を伺っているところでアフターサービスの誘導ということはないというふうに聞いておりますので、そこもきちんと委託の際に確認していきたいと思っております。

【会 長】よろしいですか。他にご質問とご意見ございますでしょうか。他にないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。

今年度最後の会議だと思っておりますが、あと2つご協力をお願いいたします。

資料62「被災者生活再選支援システムの情報項目の追加等について」であります。それではご説明をお願いします。どうぞ。

【危機管理課長】それでは、被災者生活再建支援システムの情報項目の追加等につきまして、ご説明をさせていただきます。

恐縮でございますけれども、まず、参考資料62-1、緑色の図が付いてございます。こちらの方をお開けいただければと思います。参考62-1という横の資料です。まず、こちらの被災者生活再建支援システムの確認をさせていただければと思います。緑色の帯の下に書いてございますように、このシステムにつきましては、大規模災害発生時におけます罹災証明書発行等の生活再建支援施策を効率的に実施する、そういった目的のために開発されているシステ

ムでございます。その下に、大まかな流れを書いておりますけれども、「新宿区」と書いてあるところの緑の囲みの中でございますが、最初に発災して被災したときに、建物被害認定調査を行います。この調査結果をもとに2番でございますけれども、調査結果のデータ化をします。その後、住民基本台帳のデータですとか、それから固定資産台帳の家屋データですとかそういったものを取り込みまして、3つ目の罹災証明の発行事務を行うというものでございます。最後4番目でございますけれども、罹災証明に基づく支援施策の履歴を管理するですとか、あるいは行政が積極的に生活再建に資する支援状況を積極的に展開するために用いる、そういった台帳を作成すると、こういった流れのシステムでございます。

こういったシステムでございますけれども、今回、情報項目を追加させていただくものが、次の資料の62-1というそちらの、その下にございます資料を見ていただければと思います。このシステムに必要な住基データを、住民基本台帳データから被災者支援システムに必要なデータ項目、これを抽出して連携サーバで管理させていただいているわけでございますけれども、こういった住民基本台帳データの中で、今回3つの住民移動情報を追加するというものでございます。この3つが異動事由コード、転入・転出ですとかそういった基本的なコード、それから異動年月日、それから異動届出年月日、この3つを追加するとそういった内容でございます。

今の概略をもとに、資料62、本編の資料に基づきましてご説明をさせていただければと思います。資料を1枚お開けいただきまして、2ページ目の事業概要、こちらをご覧ください。被災者再建支援システムの目的ですとか対象者につきましては、記載のとおりでございます。事業内容の1番でございますけれども、これまでの審議会の経緯も書いてございますが、本システムにつきましては、平成25年度に導入をさせていただいております。導入に当たりましては、平成24年度の第5回本審議会と、平成25年度第4回の本審議会、この2回にわたりましてご審議いただきまして、承認をいただいていると、そういった経緯がございます。

「また、」以降でございますけれども、本年度におきましていわゆる番号法が改正されましたので、被災者台帳作成に関します事務が、個人番号利用事務に位置付けられた、こういったことを受けまして、本年度第4回の本審議会でございますけれども、特定個人情報保護評価ですとか、統合宛名等管理システムの改修、こちらの方を実施するというご承認をいただいているという流れ、これまでの経緯でございます。

今回の追加につきまして2番でございますけれども、平成28年、約2年前に起きました熊本地震、こちらで本システムが実際に使われたわけでございますけれども、その実例を踏まえまして、住民異動情報を管理する機能等を追加しました改良版が、本年度開発されたというこ

とで、今年度それを踏まえて、新宿区のシステムも改良版を踏まえて更新するというものでございます。

3番の諮問につきましては、2つでございます。1つが、連携サーバ経由で本区情報システム課から危機管理課が提供を受ける住民基本台帳データ項目の追加のための電算開発、これを諮問させていただくのが1点、それから2つ目に被災者システムに格納する情報が、追加されることに伴いまして被災者システムの保守委託の内容、これが変更になりますのでそれについての諮問でございます。

続きまして3ページ、1つ目の諮問についての詳しい内容でございます。記録される情報項目の欄をご覧ください。2つ目の記録項目でございますけれども、住民番号から記載のとおり、記録項目でございますけれども、これに下線が引いてあります異動事由コード、異動年月日、異動届出年月日、これが記録項目として追加させていただくというものでございます。これによりまして、その2つ下の新規開発・追加項目・変更の内容のところに、これに伴う事務改善の内容が書いてございますけれども、1つ目が被災者台帳の利便性の向上でございます。我々自治体が発行します支援施策におきましては、発災時に当該自治体に居住しているということを要件するものがございます。そういった事実を確認する必要があるございますけれども、確認に当たりまして、本システムに格納された最新の住基データが、追加された項目によりまして迅速に確認することができますので、窓口の運営が効率化されるということでございます。

2つ目、罹災証明書発行窓口における本人確認情報の充実ということでございます。本人が窓口に行らっしゃいまして、免許証ですとか紛失される場合もございますので、そういった本人確認に有効だということでございます。

続きまして、4ページをお開きください。2つ目の諮問につきましては詳しい内容でございます。委託先は東日本電信電話株式会社、NTT東日本でございます。記録項目の①番でございますけれども、説明させていただいております異動事由コード等3件、記録項目を追加するというものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。委託の内容につきましては資料62-2、先程、緑のこちらを付けました、3枚目に付けてございますけれども、契約仕様書の案を抜粋ということで付けさせていただいております。

一番上に「(案)」というところがちょっと切れて、印刷が済みません、不手際がございまして切れてございますけれども、仕様書の抜粋の案でございます。これにつきましても、お時間のあるときにお読みいただければと思います。委託の開始時期及び期限でございますけれども、

平成30年4月16日から来年の3月31日までということでございます。4月16日ということで中途半端な時期でございますけれども、情報項目を追加して初めて委託会社がこのデータを受け取る日ということが、4月16日を予定してございますので、開始日を4月16日というふうにさせていただいているものでございます。

雑駁でございますけれども、以上で説明は終わらせていただきます。どうぞ審議よろしく願いいたします。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は諮問事項1件と報告事項1件ですので、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで終了いたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

資料63「住宅宿泊事業の開始に伴う民泊制度運営システムとの外部結合等について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【衛生課長】まず初めに、今回お配りした資料の63-9につきまして、差替えがございましたことをお詫び申し上げます。変更の場所は下線を引いておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、住宅宿泊事業の開始に伴う事務手続のうち、個人情報扱いを含むものについてご説明いたします。

まず、住宅宿泊事業について簡単にご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。住宅を活用して人を宿泊させる事業、いわゆる民泊は住宅宿泊事業法により住宅宿泊事業として位置づけられました。平成29年6月15日にこの法律は施行され、準備行為として届出が平成30年3月15日から始まります。区では新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例を制定し、本事業の適正な運営を確保していきます。現在、民泊の宿泊者によるごみの出し方や騒音などの苦情が多く寄せられています。また、火災対策など安全性の確保も必要であるため、環境清掃部のごみ減量リサイクル課、新宿清掃事務所、また、都市計画部建築指導課と連携をとり進めてまいります。

資料の63-1をご覧ください。住宅宿泊事業者は区へ届出をすることにより事業が開始できます。届出前に条例等の区のルールを周知するほか、清掃事務所へ事前相談をさせることにより、区民からの苦情の減少に努めます。届出後、届出住宅の安全措置の指導や苦情に対して、ごみ減量リサイクル課、清掃事務所、建築指導課と情報の共有を図り対応することにより、周辺環境の悪化の防止を図ります。

次に、届出方法についてご説明いたします。資料63-2をご覧ください。届出は国が開発しているシステムを利用して行います。区に届出通知の命令が来ますので、内容を確認し、システムを利用して受理します。その後、ごみ減量リサイクル課と清掃事務所は、届出のデータベースを直接閲覧することにより、苦情への迅速な対応をします。また、建築指導課はシステムを介さず図面等を共有し、指導を行います。また、条例で届出住宅を公表することを定めています。そのため、現在保有している保健情報システムに変更を加え情報の管理を行います。図の右下のデータベースになります。

ここでもとの資料の3ページの方に戻らせていただきます。システムの外部結合についてご説明いたします。国のシステムと区のイントラネットパソコンをL G W A N回線を使用して接続します。取扱う情報は資料63-4、資料63-5に記載しております。項目がたくさんございますので、後程ご確認いただければと思います。こちらの2点につきましては、法に定められた情報となっております。保護対策としましては、国が導入するウイルス対策のほか、区ではイントラパソコンにダウンロードしたデータを、速やかに保健情報システムに入力し、入力後、イントラパソコンのデータは速やかに削除するなどの対策を行います。

次に、4ページをご覧ください。保健情報システムの変更についてです。収集する情報は、先程の資料63-4、資料63-5並びに条例で公表事項と定めた資料63-6になります。これも後程ご確認いただければと思います。それらの情報のうち、法人情報を除いたものが個人情報取扱いとなります。

情報保護の対策としては、委託事業者が行うテストについてはダミーデータを用いることと、実データの取扱いは区の職員が行うことなど、資料記載のとおりとなっております。

なお、保健情報システムの変更は、全国的に導入実績のある事業者のパッケージシステムを利用する予定です。

次に、資料の5ページをご覧ください。保健情報システムの保守委託についてです。パッケージシステムを開発している日本コンピュータに委託します。取り扱う情報は、先程の資料の63-4、63-5、63-6となります。

なお、現在もこのシステムは使用しておりますので、そこで保有している情報は資料63-7として参考で添付しておりますので、参考にご覧いただければと思います。

保護対策としましては、契約時に別紙として添付した特記事項を付すなど記載のとおりとなります。また、委託事業者にも個人情報責任者をあらかじめ報告させる等の情報保護対策をさせます。

最後に労働者派遣の受け入れについてです。お手元の資料の2ページ「事業の概要」の方にちょっと戻っていただきたいと思います。こちらが一番下のところの3、「派遣職員の活用」というところで記載させていただいております。現在、新宿区では4,000軒を超える民泊が存在すると言われております。そのうちの半数の2,000軒が届出を行うと想定し、事務量を積算し、届出事務等の補助として派遣職員を受け入れます。

資料の6ページをご覧ください。派遣職員が行う事務は記載のとおりです。内部事務に加え、届出住宅の外観の確認を行います。これは届出住宅には国が定めた標識を張ることとなっておりますが、この標識がきちんと張られているかどうかの外観の確認を想定しております。また、職員が現場調査を行う場合の同行も予定しております。ここでまた修正で申し訳ございませんが、事業内容の2の「その他の環境衛生に関する事務補助」の部分を削除いたします。こちらにつきましては、同じ物件でも無届けの場合は旅館業法の違反となることから、この規定を入れて取扱いができるようにというふうに考えておりましたが、この文言ですと広く環境衛生事務を行うように解釈できるため削除をし、その上の事業の部分に所要の改正を加え対応させていただきます。取り扱う個人情報、先程と同じような資料63-4、63-5、63-6となります。派遣業者は入札により決定します。受け入れ期間は平成30年4月2日から平成31年3月29日までとなります。

なお、次年度以降も継続して予定しておりますが、届出等の状況により検討をしております。

情報保護対策ですが、仕様書に個人情報保護対策を明記する他、誓約書を添付させます。また、受け入れ時に研修を行います。外出の際には、現在衛生課で使用している衛生課における「申請書等個人情報を含む書類の持ち出しに係る注意事項について」に沿った対応を確認します。派遣職員の受け入れに関する資料につきましては、63-8、63-9、63-10となりますので、ご確認ください。

なお、先程仕様の中身の変更がございましたけれども、資料63-8の仕様書につきましても、同様の修正を行いますのでご了承いただきたいと思います。

私からの説明は以上となります。

【会長】ご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】この資料63-2というのは、これは電子申請がなされた場合のフローを記載したものだと思うのですが、当然窓口での届出ということも想定はされていると思うのです。この場合は、特に国との間で情報共有は行われないうことなんでしょうか、それとも行われ

るのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】主なものは電子申請であるというふうに国の方が想定しております。紙ベースで申請が来た場合には、基本的には同意をとった上で、こちらのデータベースの方に区で入力をするということで対応します。もし、仮に同意がとれない場合ですと、こちらのデータベースは国の方も閲覧をすることになりますので、同意がとれない場合にはこちらの保健情報システムの方に直接入力をするということで、対応をさせていただきたいというふうに考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】保健情報システムに直接入力された場合について伺います。この場合は、その情報は国との間で共有されるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】国と基本的には情報連携を図っていきたいとは考えておりますけれども、その事業者の同意が得られた場合は、こちらのデータベースの方に入力をしますので、同意が得られなかった場合に限り、保健情報システムに直接入力をするという形になります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】届出の場面であえて同意をしたくないと思っばねる人は少ないでしょうから、原則として、では区内で届出がなされる事業者に関しては、国の方にも情報は提供されるという理解でよろしいわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】委員のおっしゃるとおりでございます。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見はございますか。井下田委員。

【井下田委員】資料の6ページ「派遣労働者の受入れにあたり区が行う情報保護対策」の4番で、外出の際は云々と書いてあるのですけれども、今回、受け入れる労働者の人数は6名ということなののですけれども、この6名というのはどちらに、衛生課に出勤されるという考え方でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】委員おっしゃるとおり衛生課の方に出勤をしてもらいます。

【会 長】井下田委員。

【井下田委員】もう1点なののですけれども、1名は英語を、1名は中国語を日常会話程度でき

ることと書いてありますけれども、これは6人全員は日本人で想定をされているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】日本人ではなくても、職員との意思疎通ができる日本語を話せるという前提で、英語と中国語ができる職員ということで募集する予定です。

【会 長】井下田委員。

【井下田委員】最後なのですけれども、6名増えるので衛生課の場所的にも確保は大丈夫、そこもちょっと心配なのですけれども、どうなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】今、レイアウト変更については職員で検討しておりまして、作業スペース等を節約することで大丈夫なようになると思っております。

【会 長】よろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】西新宿もこういうのがとても多いのですね。それで衛生課がここの担当のようですけれども、衛生課では取扱えないものもあって、警察から来てくださるというようなことも起こっています。そういう場合には、このデータはそちらの方に回されるのか、情報としてどうなのかというのが1つ。それからこのグレーゾーンに対して衛生課の方では、これはここの問題ではないかもしれませんが、どういう対応をなさるのかというのが1つ。それから、全然誰が持っているのか、どこがやっているのかというのは全く分からないところが、ネットだけでグレーゾーンをやっているところがありますけれども、そういうところまで衛生課ができるのか、そういうところで一番不衛生なことが起こっておりまして、ごみの山とか。よろしくをお願いします。

【会 長】ご説明ください。

【衛生課長】まず1点目です。警察との情報提供につきましては、まだ警察等ともいろいろ協議もこれから必要になってきますし、外部提供となりますとこちらの審議会のご意見、諮問をしてからでないとは判断できませんので、今のところはちょっとお答えはできないといえますか、やるとかやらないとかというお話ではありません。もし、警察に外部提供をするとなりましたらば、またこちらの審議会の方に諮問をかけさせていただきたいと思っております。

それと、違法民泊の対応ですけれども、今現在は全件違法でございますけれども、まず苦情が来ましたらうちの方の職員で現場の確認をしまして、そこは宿泊をされている方たちが大体出入りをしていますので、その宿泊されている方たちに指導をしても意味がないですので、その方たちにはアンケートをとったり、いろいろお話を聞いたりしながら、そこが民泊として宿

泊行為がされているかどうかということをも確認をします。その確認がとれた上で登記を取り寄せたりですとか、そこに手紙を投函したりですとか、いろいろな方法を使って営業者を突きとめ、その営業者の方が分かればそこに指導をしていくという形をとっております。

この法律が施行された後は、きちんとやっていただけたところは届出がありますので、こちらで把握をして指導ができます。もし届出がない施設がありましたら、現在と同じようなやり方で対応をしていくことを考えております。

【会 長】よろしいですか。

【鍋島委員】アンケートをとるのは、何か国語かでやらないと答えない。全く話せない人が多いので。

【会 長】その点も気を付けておやりくださいということでもよろしいですか。他にご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は諮問事項1件と報告事項1件ですけれども、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでもよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。

では、本当に長い間ありがとうございました。

以上で本日の全ての案件を終了いたしました。長時間にわたりご協力ありがとうございました。本日が今年度最後となります。1年間ご協力いただき感謝いたします。最後に委員の皆様で何かこの際発言をということがあればお聞きしますが、いかがいたしましょうか。鍋島委員。

【鍋島委員】先ほど伊藤委員がおっしゃいました要項の部分ですね。あれも大分いろいろ検討をしてやりましたけれども、やはり特記事項のところの検討が必要だと思っております。いろいろな点が変わってきていますので。

【会 長】事務局の方、どうぞ。

【区政情報課長】先ほど健康ポイントの仕様の特記事項も含めてご指摘ありましたので、修正を担当課と協議したものを、恐れ入ります郵送で各委員の方にご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【会 長】では、その意見はそれで。他に何かございますでしょうか。

なければ、事務局の方から今後のことについてありましたら、どうぞ。

【区政情報課長】今、会長からございましたけれども、本日8回ということで長時間どうもありがとうございました。それで、本審議会の委員の皆様は任期なのでございますけれども、平成30年4月30日までとなっております。それで審議会が本日で現在の委員の方で最後と、この審

議会が最後ということになりますので、恐れ入ります総合政策部長の方から、委員の皆様にお礼を申し上げたくご挨拶させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

【総合政策部長】本来ですと、こちらで区長から皆様方にご挨拶に申し上げるところですが、本日、所用でどうしてもこちらに来られませんので、くれぐれもよろしくということで、かわりまして、私の方から一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思えます。まずは、これより皆様方におかれましては、新宿区区政発展のためにご指導、ご鞭撻をいただきましてありがとうございます。皆様方は平成28年5月1日から2年間にわたりまして、お忙しい中、精力的にいろいろとご審議いただきました。28年度でいうと8回、本年度も8回、計16回にわたりましてご審議いただいているところがございます。皆様方からいただきました貴重なご意見につきましては、それぞれの事業はもとより、新宿区の情報公開・個人情報制度の……に生かしてまいりたいと思えます。これからもさまざまな場面で、皆様方にいろいろとお世話になるかと思えますけれども、そのときはよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

【会 長】わざわざお礼の言葉をいただき、ありがとうございます。

それでは、事務局の方で何かございましたら。

【区政情報課長】今後の委員選任の手續について、簡単に申し上げます。まず30年の5月以降の任期の関係団体の代表の方につきましては、次期委員のご推薦について、改めて各関係団体の方にご依頼をさせていただきたいと思っております。そして、区民委員の方につきましては、2月25日から公募を開始する、26日から。大変失礼いたしました。2月25日号の広報に掲載して26日から応募する予定でございます。次に区議会選出の委員の皆様につきましては、改めて議長宛てにご推薦の依頼をお願い申し上げるというふうを考えてございますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

これらの手續を経まして、30年5月1日から新しい任期ということで、また委嘱の方をお願いしたいと思っております。私の方からは以上でございます。

【会 長】それでは、今年度は臨時会がないという、予備日というのは3月何日にとってありますから、いざとなったらそれで対応しますが、今のところ依頼はないということで、本日をもって最後の審議会として終了いたしたいと思えます。

本当に長い間、一応2年間皆さんにご協力いただきまして、どうもありがとうございました。また機会がありましたら、よろしくお願ひいたします。

【区政情報課長】どうもありがとうございました。

午後 4時25分閉会